

境港市文化財保護審議会（令和2年6月23日審議会 会議録）

日 時 令和2年6月23日（火） 14時00分～15時30分

会 場 境港市役所 第1会議室

出席者 【委員】

根平会長・小灘副会長・門脇委員・山本委員

【事務局】

生涯学習課 黒崎課長・竹内文化体育係長・門脇主事

市史編纂室 川端氏

<日程>

1. 開会

2. 議事・報告

（1）令和元年度文化財保護事業について

（2）令和2年度文化財保護事業について

（3）文化財の指定について

（4）その他

3. 閉会

<会議録（要旨）>

◆ 1 は省略

◆ 2 議事・報告

（1）令和元年度文化財保護事業について

【報告事項】

- 事務局 以下①～⑤を報告
- ① 弓浜絋について
 - ② 弓浜半島のトンドについて
 - ③ 全史協中国地区協議会について
 - ④ 文化財防火デー
 - ⑤ 庄司家特別公開

（委員からの質疑）

委 員 （①弓浜絋について）伝承者の方々の拠点の一つであった、「弓浜絋伝承館」が耐震基準を満たしていないため閉鎖が検討されている。市として伝承館に代わる弓浜絋についての公的な施設が必要ではないか。

事務局 工房を持っていない方の活動拠点がなくなってしまうこと、継承者各自で史料を保管すると史料が散逸するおそれがあること、弓浜絋についての周知の場が減少することなど、伝承館が閉鎖されることで弓浜絋の保存・継承に与える影響は大きい。今後検討したい。

（2）令和2年度文化財保護事業について

【報告事項】

- 事務局 下記①～⑦について説明
- ①弓浜絋について
 - ②弓浜半島のトンドについて
 - ③ 庄司家住宅に対する補助
 - ④ 庄司家庭園に対する補助
 - ⑤ 全史協中国地区協議会
 - ⑥ 文化財説明板の外国人対応について
 - ⑦『庄司家のしおり』の改訂について

（委員からの質疑）

委 員 （②弓浜半島のトンドについて）現在トンドを行っている団体は市内にいくつあるのか。

事務局 境港市トンド保存会に加盟している団体は現在20団体。加盟していないがトンドを行っている団体も1団体ある。

- 委 員 トンド行事は、用具や神輿の劣化の他にも参加する人達の減少・少子高齢化が進み、行事の継承・存続が危ぶまれている。なんとかして継承していきたい。
- 委 員 (③庄司家住宅に対する補助) 門を入ったところにある文化財説明板の移設は県が行うのか。
- 事務局 県の所有のため、費用も県の負担で行う。庄司家住宅は通常非公開のため、現在の門を入ったところにある位置では一般の方が見ることができない。これでは説明板の意味を成していないため、通常でも見える位置に移設する予定。現在は移設場所を所有者・県と相談している。
- 委 員 (④庄司家庭園に対する補助) クロマツの植え替えについて、伐根作業はクロマツの周りの灯籠などにも影響するのではないか。
- 事務局 業者には、植え替えの際には周りの石や灯籠の測量をし、植え替え後現状復旧に努めることも含めた業務を依頼する。
- 委 員 (⑥文化財説明板の外国人対応について) 何ヵ国語に対応しているものか。 境港市はベトナム出身の研修生の方が多いが、その方々にも対応しているのか。また、いつ頃実施予定か。
- 事務局 境港市のホームページがグーグルのサービスを利用しており、何十ヵ国語の翻訳が可能。アジア・ヨーロッパ・アフリカなど日本周辺の国の言語はおおむね対応できる。また、時期については秋ごろに実施予定。
- 委 員 (⑦)『庄司家のしおり』について) いつ完成か。庄司家住宅特別公開で配布できるか。
- 事務局 今回の改訂の目的は、市文化財指定から県文化財指定に変わった庄司家住宅について、内容を最新のものにし庄司家住宅特別公開の参加者に配布するためである。また、一般の方が教育委員会に取りに来られることもあり、しばしば需要がある。庄司家住宅特別公開の時期(10月末から11月上旬)までには間に合うよう夏ごろに納品の依頼をしている。

(3) 文化財の指定について

①庄司家住宅の県指定について

事務局 (上記文化財の指定の経緯、指定範囲等について説明)

(委員からの質疑)

委 員 庄司家住宅は、既に市指定になっている範囲は県指定に包含される形になるのか。

事務局 包含ではない。市が指定していた主屋の一部と茶座敷は県の指定範囲と重複するため、県指定の年月日をもって市指定は解除になる(境港市文化財保護条例第6条第2項)。

(4) その他

○近代建造物の現況調査について

事務局 県文化財課から、以前調査をした近代建造物の現状の把握・今後の文化財指定等の参考にすることを目的とした現況調査を各市町村に依頼されている。境港市内のものも住宅、社寺等が何件か調査対象となっている。現状の聴取・傷んだ箇所などの撮影を行い県へ提出予定。

○財ノ木町の記念碑について

委 員 財ノ木町自治会長から、令和元年度文化財保護審議会で指定が見送りとなった町内の記念碑についてのお話を聞いている。「民俗文化財(地域の人々と深く関わってきた場所)として指定する方針に持っていけないか考えている」とのこと。

事務局 今回の協議では決定することはできないため、持ち帰って市で全国の事例等も調査した上で検討する。次回の審議会で協議したい。

○市内にある祠について

委 員 新屋町の「竜王さん」と高松町の「竜宮さん」がぐらついている。

事務局 市内に祠は複数あるが、これらについてはどこが管理しているものなのか。

委 員 その地域の自治会などが管理していることが多い。過去に道路上に小さい祠があったが、神社にしまった例がある。所有がどこかわかれば、そのような対応ができる。

委 員 市内には他にも劣化している祠がある。一度確認し、対応してほしい。

3. 閉会